5 平 和 祈 念 事 業

(1) 平和祈念事業特別基金受託事務

平和祈念事業特別基金は、昭和６３年法律第６６号に基づき、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰籍の念を示す事業を行うことを目的として、昭和６３年７月１日に設立された。

平和祈念事業特別基金において行う事業は、次のとおりである。

ア．慰籍事業

①資料の収集、保管及び展示　②調査研究　③記録の作成・催しの実施等　④催しの助成　⑤目的達成事業がある。

県においては、平和祈念事業特別基金より恩給欠格者に係る在職年等確認調査に関する業務及び戦後強制抑留者（中途送還者）に係る確認調査に関する業務を受託し、昭和６３年度より業務を行っている。

平和祈念事業特別基金の目的達成事業として

(ｱ) 恩給欠格者に対する書状等贈呈事業

旧軍人軍属であって年金たる恩給又は、旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有してない者（戦後強制抑留者を除く。）のうち、今次の大戦において旧軍人軍属として現在の本邦以外の地域、南西諸島、小笠原諸島又は、歯舞群島等のいわゆる北方四島に勤務した経験を有し、かつ、恩給法でいう在職年が加算年を含めて３年以上であって、請求時に日本国籍を有する者に対し、内閣総理大臣の書状及び銀杯を贈呈している。

資料　　恩給欠格者に係る在職年調査（年度別）

項目 / 年度	受付件数			報告件数	報告累計	未処理件数
	中途送還	在職年調査	計			
平成２年度	37	453	490	490	490	0
3	15	183	198	198	688	0
4	4	54	58	58	746	0
5	15	115	130	130	876	0
6	0	125	125	125	1,001	0

(ｲ) 恩給欠格者に対する新規慰籍事業

恩給欠格者で、書状・銀杯を受けた者に対し高齢者の順に、銀杯ケース・書状用額縁セット、懐中時計、テレホンカード（平成４年１月以降中止）旅行券等引換券のうちいずれか１点を請求者の希望に応じて贈呈している。

資料　　恩給欠格者に係る書状及び銀杯贈呈状況（年度別）

項目／年度	書状及び銀杯	書状のみ	銀杯のみ	計	累計
平成元年度	7	6	0	13	13
2	105	106	11	222	235
3	123	107	110	340	575
4	85	33	60	178	753
5	86	13	16	115	868
6	125	38	10	173	1,041
計	531	303	207	1,041	1,041

(ｳ) 戦後強制抑留中死亡者に対する慰労品の贈呈事業

戦後、旧ソ連邦又は、モンゴル国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したもの又はその遺族に対しては、昭和６３年度から書状及び銀杯の贈呈が行われているが戦後強制抑留中死亡者の遺族で、平成元年９月１日において日本国籍を有する者に対しても平成元年９月から、内閣総理大臣名の書状及び銀杯の贈呈事業を開始し、その請求期限は、平成５年３月３１日に到来したが、現在厚生省が旧ソ連邦から引き渡された「抑留死亡者名簿」に基づき、その遺族に通知を行っているので、これより住所の判明した者には、基金からも事業の案内を送付しており、この通知が実施されている間は請求を受け付けることとしている。

(ｴ) 引揚者に対する書状の贈呈事業

終戦に伴い外地から引き揚げてきた者に対する慰籍事業として平成３年９月から、内閣総理大臣名の書状を贈呈している。書状贈呈の対象は、①引揚者等に関する特別交付金の支給に関する法律（昭和４２年法律第１１４号）に基づき特別交付金を受給した者、　②特別交付金を家族の分も含めて一括し

て受給した者（代表受給者）が死亡している場合にあっては、その代表受給者に特別交付金の受給権を譲渡した者（譲渡した者が２人以上のときは、その総代者）③代表受給者に特別交付金の受給権を譲渡した者で、離婚または離縁、その他特別の事情にあると認められる者で、この事業の請求期限は平成８年３月３１日となっている。

イ．戦後強制抑留者に対する特別事業

基金は、慰籍事業のほか、基金法第４３号第２項及び第５５条第１項の規定に基づき国からの委任又は委託による事業を行っている。

(ｱ) 慰労品の贈呈事業

戦後強制抑留者又はその遺族であって昭和６３年８月１日に日本国籍を有する者に対し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯（単杯）を贈呈している。なお平成元年度から、恩給等を受給している者に贈呈する銀杯は、三つ重ねとした。この慰労品の請求期限は、平成５年３月３１日に到来している。

従来、戦後強制抑留者は兼ねて恩給欠格者であっても、併せて慰籍事業の恩給欠格者の書状等贈呈事業の請求をすることは、認められてなかったが、請求期限内に、戦後強制抑留者に対する慰労品等の請求を行わなかった者については、平成５年４月１日以降、恩給欠格者としての書状・銀杯の請求を行うことができることとなった。

(ｲ) 慰労金支給事業の受託

戦後強制抑留者又はその遺族のうち、抑留期間が算入された恩給や共済年金又は抑留中の負傷疾病に起因する恩給や、戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金等の給付をける権利を有していない者に対し、平成５年３月３１日までを慰労金の請求期限として、政府は１０万円の慰労金（２年償還の記名国債）を支給している。

(2) 平和祈念資料館管理運営事業

先の大戦において、我が県は２０万にも及ぶ日米将兵が戦史にもまれな激戦を展開し、将兵のみならず一般県民をも巻き込んだ悲惨な戦場となり、県民は想像を絶する戦禍の中をさまよい逃げ場を絶たれ、多くの尊い生命が失われました。

この歴史的事実を冷厳に受けとめ、戦没者の霊を弔い、再びあのような戦争の惨禍を被ることがないように、世界がいつまでも平和であるようにとの願いを込め、昭和３８年に「沖縄戦資料館設立期成会」を発足し、資料館建設の運動が始まり、昭和４７年に県援護課を主管に資料館設立構想がつくられた。

資料館は、「戦争で犠牲になった多くの霊を弔い、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、もって恒久平和の樹立に寄与する」という設立理念のもと、先の大戦で最後の戦場となった沖縄戦終焉の地、糸満市摩文仁の平和祈念公園の一角に昭和４８年１０月３１日建設工事が着工され、昭和４９年3月２５日に鉄筋コンクリート2階建て（延面積　1，００３㎡）の新館が落成した。

昭和４９年条例第３０号「沖縄県立平和祈念資料館の設置及び管理に関する条例」が6月１３日に公布され、管理運営が財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会に委託された。昭和５０年6月１１日に開館し、その後、昭和５１年に展示のあり方や運営のあり方を検討するため「運営協議会」を発足し、資料館の設立目的を達成するための運営方針等について協議が重ねられた。県は協議会の答申を受け、昭和５３年及び昭和５９年に改善工事を施行し展示改善、資料等の充実を図るとともに、沖縄戦に関する遺品等の資料収集、保管展示に努めてきた。

展示は、第１展示室に「沖縄戦への道」というテーマを揚げ、沖縄県民がどのように戦争に組み込まれていったかを資料で説明し、第２展示室は「戦場の住民」をテーマに掲げ、住民の戦場での被害の実相を浮き彫りにする。第３展示室は「証言の部屋」で沖縄戦の戦禍の中から生き残った人々の貴重な証言が語り部となり、平和への切実な実感を抱くことのできる空間になっている。第４展示室は「収容所から」というテーマで戦後間もない頃まで使われた軍事物資や薬きょうなどの廃品を利用して作られた生活道具や慰霊塔の写真、破壊された文化財等、資料が展示されている。

その他に特別展示室において随時、時代へ語り継ぐ資料として「戦争資料」へのより一層の認識を深めてもらい、多くの県民の協力を得ることを目的として特別展を開催している。又、資料館の設立理念をさらに発展継承していくことと戦争関連資料の意識啓発やその発掘等を勘案し移動平和資料館を開催している。

なお、沖縄県立平和祈念資料館の業務は、平成５年４月に総務部に平和推進課が設置されたことにに伴い移管された。

資料　　県立平和祈念資料館管理委託の状況　　単位：円

年度	５０年度	５１年度	５２年度	５３年度	５４年度
沖縄県立平和祈念資料館委託料	17,566,000	18,091,960	18,800,000	20,403,000	22,094,000

５５年度	５６年度	５７年度	５８年度	５９年度
2.,579,000	29,365,000	30,885,000	32,257,000	34,595,000

６０年度	６１年度	６２年度	６３年度	元年度
34,972,000	36,518,000	37,749,000	39,366,000	42,819,000

２年度	３年度
51,525,000	49,961,000

参観者並びに観覧料収入状況　　単位：人、千円

年度	５０年度	５１年度	５２年度	５３年度	５４年度
参観者数	18,468	18,091	19,494	34,851	53,708
観覧料	1,640	1,413	1,525	2,329	3,603

５５年度	５６年度	５７年度	５８年度	５９年度
53,428	58,778	72,261	75,509	80,191
3,467	3,631	4,554	4,710	4,959

６０年度	６１年度	６２年度	６３年度	元年度
96,925	100,144	118,378	131,244	116,181
5,870	5,832	7,365	8,191	6,974

２年度	３年度
100,256	88,621
5,946	5,309

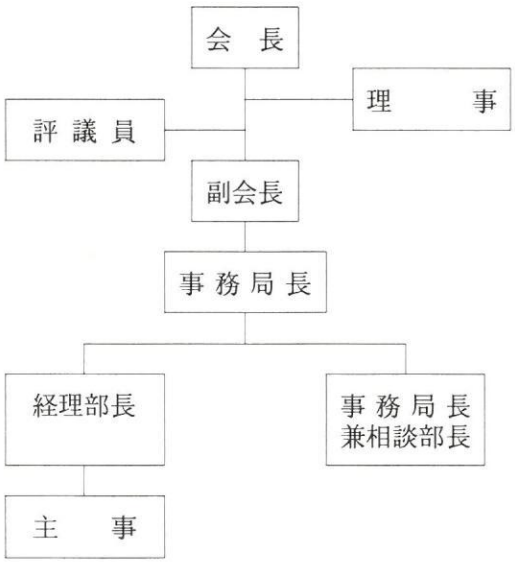
6　援護業務団体活動の変遷

（財）沖縄県傷痍軍人会

（１）設立年月日　　昭和３０年３月２８日

（２）所　在　地　　那覇市寄宮３１２番地

（３）組　　織



（４）目的及び事業内容

傷痍軍人、軍属等の更生を援助し、生活の擁護と福祉増進を図るとともに品性の涵養と道義の昂揚に努め、もって公共福祉の向上及び増進に貢献し郷土の復興と世界平和に寄与することを目的として、

①　傷痍軍人、軍属等の教養指導

②　傷痍軍人、軍属等の更生、福祉相談

③　傷痍軍人、軍属等のために低額な料金の宿泊施設の利用及び住宅の斡旋

④　機関誌その他の刊行物の発行

⑤　傷痍軍人、軍属等の実体調査等の事業を実施する。

（５）沿　　革

戦前は陸海軍省、軍事保護院等の背景の下で中央に（財）大日本傷痍軍人会が組織され、各都道府県には知事を長とする支部が置かれ、国及び都道府県の予算をもって戦傷病者に対する援護措置がなされていた。

しかし、同組織は敗戦とともに連合軍の命により解体され、戦傷病者に対する国家補償の道はすべて断ち切られた。

昭和２７年、サンフランシスコ平和条約が発効されたのを機に、同年４月には戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され、更に翌２８年８月には恩給法が復活し、戦傷病者に対する国家補償の道が開かれた。

当時、行政分離下にあった沖縄にも昭和２８年には「援護法」が適用されることになり、沖縄に在住する戦傷病者が、国家の恩典に浴するとともに相互扶助と研修親睦により、その更生、福祉の増進に努め、更に進んで世人の儀表として公共社会の福祉増進と郷土の再建、ひいては世界恒久平和の確立に率先貢献すべく昭和３０年３月、沖縄在住の戦傷病者によって沖縄傷痍軍人会が結成された。

同団体の結成を受けて、同年４月、琉球政府、那覇日本南方連絡事務所及び同団体の３者申し合わせにより、傷病恩給、障害年金等の戦傷病者関係の国家補償請求書作成事務を受託事業として実施することになり、直ちに同事務を開始した。

昭和３２年３月には、南方同胞援護会の協力を受け、沖縄身体障害者職業補導所（昭和４７年、沖縄身体障害者福祉協会に移管）を建設、また、昭和３６年には、沖縄義肢補装具制作所を建設し、現在に至っている。

（６）歴代会長

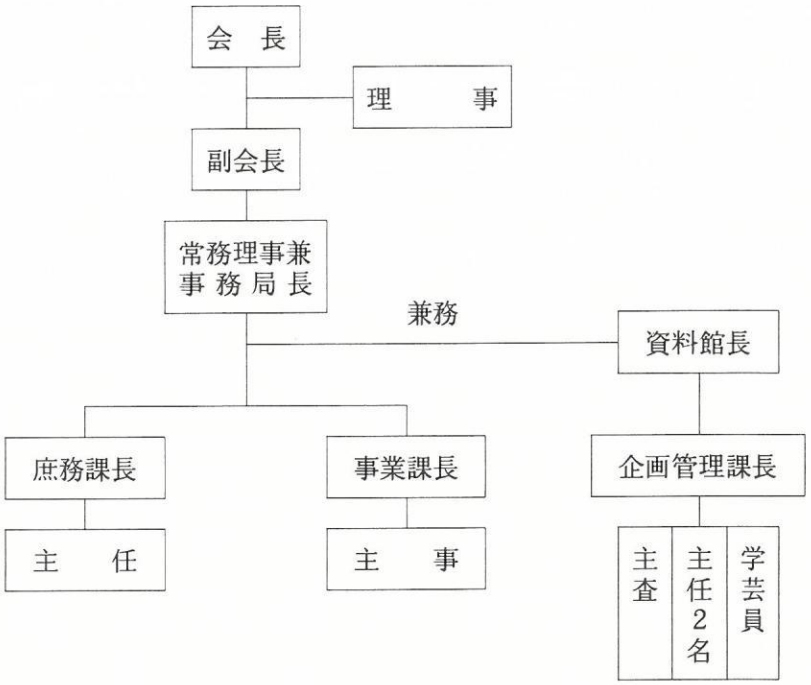
	氏　名	期　　間
初代	具志堅興幸	昭和２９年　１月～３０年　３月
２代	神谷　正二	昭和３０年　４月～３４年　３月
３代	中山　勇吉	昭和３４年　４月～４８年　１月
４代	大城　英男	昭和４８年　２月～５６年　８月
５代	喜久山朝重	昭和５６年　９月～平成７年８月
６代	新垣　襄二	平成　７年　９月～現在に至る

（財）沖縄県戦没者慰霊奉賛会

（１）設立年月日　　昭和３５年６月２７日

（２）所　在　地　　糸満市字摩文仁５７７番地

（３）組　　織



（４）目的及び事業内容

沖縄県戦没者（太平洋戦争の一般犠牲者すべてを含む。）の御霊を奉慰顕彰し、霊域を維持管理することを目的として、

①　戦没者の慰霊顕彰

②　霊域の維持管理

③　霊域の清掃管理受託

④　沖縄県立平和祈念資料館の管理受託等の事業を実施する。

（５）沿　　革

昭和３２年、沖縄市町村会の設立支援を受け、靖国神社奉賛会沖縄地方本部として発足する。

昭和３３年には島守の会等から南部戦跡に建立されている慰霊塔の統一清掃管理の必要性が強調された。

これを受け、沖縄県など関係機関において検討した結果、同団体が霊域管理事業を実施することとなった。

昭和３４年、同団体は霊域統一管理及び慰霊顕彰事業を始め遺族慰藉を目的とし

て、靖国神社奉賛会沖縄地方本部を発展的に解消し、「沖縄戦没者慰霊奉賛会」に改称する。

更に、翌３５年には「財団法人沖縄戦没者慰霊奉賛会」として法人組織となり機能強化を図る。昭和３６年、１６カ所の慰霊塔などを指定し、統一管理事業を開始する。

また、時を同じくして他都道府県慰霊塔建立問題が派生し、関係機関において、種々協議した結果、建立までは遺族会が世話することとし、除幕式終了後は同団体が清掃管理を担うこととなった。

都道府県慰霊塔は昭和２９年の北海道に始まり、随時、建設され、昭和５０年からこれら慰霊塔の清掃管理受託事業を開始する。

一方、昭和４７年、沖縄の本土復帰に伴い、「財団法人沖縄県戦没者慰霊奉賛会」に改称する。

昭和４９年、県立平和祈念資料館の建設に伴い、当該資料館の管理運営受託事業を実施、また、同年１０月には、「園内バス事業」が認可され、運行を開始した。

平成７年現在、８４カ所の慰霊塔などの清掃管理事業を行っており、また「平和の礎」が建設されたことに伴い、当該施設についても平成７年度から受託事業として清掃管理を実施し、現在に至っている。。

（６）歴代会長

	氏　名	期　　間
初代	安里積千代	昭和３５年　２月～３５年１１月
２代	太田　政作	昭和３５年１２月～３９年　６月
３代	松岡　政保	昭和３９年　７月～４３年　６月
４代	長嶺　秋夫	昭和４３年　７月～４９年　３月
５代	屋良　朝苗	昭和４９年　４月～５１年　３月
６代	新垣　茂治	昭和５１年　４月～５５年　３月
７代	大田　昌知	昭和５５年　４月～５９年　９月
８代	志村　　恵	昭和５９年　９月～６３年　８月
９代	平良　一男	昭和６３年　８月～　４年１２月
１０代	儀間　光男	平成　５年　１月～　７年　３月
１１代	嘉数　知賢	平成　７年　４月～現在に至る